

平成23年東日本大震災(地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害)に係る被災農業者向け農業経営再建のための金融支援

平成28年4月1日現在

	資金名	貸付対象者	資金使途	貸付限度額	償還期限 (据置期間)	貸付金利	対象となる貸付期限	担保・保証	融資機関	備考
運転資金	天災資金	市町村長の認定を受けた被害農業者(災害により減収量が30%以上、かつ、損失額10%以上の者)	種苗、肥飼料、農薬、家畜等の購入、その他農林漁業経営に必要な資金	個人 200万円 (果樹・家畜の場合は500万円) 法人 2,000万円 (果樹・家畜の場合は2,500万円)	3~6年 (据置なし)	無利子	H24.4.30まで	無担保、保証人不要	農協、銀行等 民間金融機関	融資機関によっては保証人が不要の場合があります。
	農林漁業セーフティネット資金	被災農業者	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金	1,200万円 又は 年間経営費	13年以内 (6年以内)	無利子	H29.3.31まで	実質無担保・無保証人 (担保を融資対象物件、保証人を経営責任者に限定)	(株)日本政策金融公庫	
施設復旧等資金	農業近代化資金	被災農業者	・農機具の購入 ・施設等の造成等 ・家畜の購入・育成 ・小土地改良 ・長期運転資金 等	個人 1,800万円 法人 2億円	18年以内 (10年以内)	無利子 (最長18年間)	H29.3.31まで	無担保・無保証人、保証料負担なし	農協、銀行等 民間金融機関	
	スーパーL資金 (農業経営基盤強化資金)	認定農業者のうち被災農業者	・農地等の取得 ・施設等の造成等 ・果樹等の植栽・育成 ・家畜の購入・育成 ・土地改良 ・長期運転資金 ・負債の整理 等	個人 3億円 (特認6億円) 法人 10億円 (特認20億円)	28年以内 (13年以内)	無利子 (最長18年間)	H29.3.31まで	実質無担保・無保証人 (担保を融資対象物件、保証人を経営責任者に限定)	(株)日本政策金融公庫	
	経営体育成強化資金	被災農業者	・農地等の取得 ・施設等の造成等 ・果樹等の植栽・育成 ・家畜の購入・育成 ・土地改良 ・営農負債の借換え 等	個人 2.5億円 法人 8億円	28年以内 (6年以内)	無利子 (最長18年間)	H29.3.31まで	実質無担保・無保証人 (担保を融資対象物件、保証人を経営責任者に限定)	(株)日本政策金融公庫	
負債整理	農業経営負担軽減支援資金	被災農業者	営農負債の借換え	営農負債の残高	18年以内 (6年以内)	無利子	H29.3.31まで	無担保・無保証人、保証料負担なし	農協、銀行等 民間金融機関	

(注1)「被災農業者」と認定されるには、東日本大震災で直接の被害を受けている等、複数の要件を満たす必要があります。

(注2)「被災農業者」の場合、延長措置された上記の償還期限及び据置期間が適用されます。さらに、「特定被災区域にほ場、事業所等を有する被災農業者」の場合に限り、無利子になります。